

★ 令和5年度総会

綾瀬市身体障害者福祉協会の「令和5年度総会」が5月14日(日)13:00より「綾瀬市保健福祉プラザ」で行われました。参加会員17名、葉書による委任状15名(10名近くは葉書の返事もありませんでした)。

定刻通り、昨年度の事業報告、会計報告、監査報告後、今年度事業計画及び予算案を討議して、全員賛成で可決し無事に総会が終わりました。今年度も会の行事としては9月頃の「バス旅行」、12月の「夢アト展」と「神奈川県障害者福祉大会(相模原市)」。社会福祉協議会のふれあいまつりや福祉レクリエーション大会も予定されています。各行事前には皆様に連絡いたしますので、どうぞ参加して下さい。



第65号  
令和5年7月15日  
発行者  
綾瀬市身体障害者  
福祉協会

昨年度もお願いしましたが、身障協会の会員数の減少が顕著で、このままでは解散についても考えねばなりません。一人でも多くの身体に障害をお持ちの方に参加して頂いて会を盛り上げてゆきたいと考えていますので、皆さんお願いいたします。

西川和朗



★障がい者が知っておくべき、「マイナンバー」にひもづいていく情報とは？

○障がい者にとって、マイナンバー制度導入のメリットは？

私たちが福祉サービスや社会保険料の減免などを申請すると、役所では申請者がその対象になりうるかどうかを確認するために、国の行政機関や地方公共団体など様々な機関の間で、氏名、住所、所得などの個人の情報のやりとりをします。しかし、機関ごとに住民票コード、基礎年金番号、医療保険被保険者番号など、それぞれの番号で個人の情報を管理しているため、情報のやりとりには、時間と労力が必要でした。これを、ひとつの共通番号を導入することで、行政機関同士の連携を図りやすくし、個人の特定を確実に進めるようにする、というのがマイナンバー導入の目的です。

○障がい者に関わるマイナンバーが紐づく情報は？

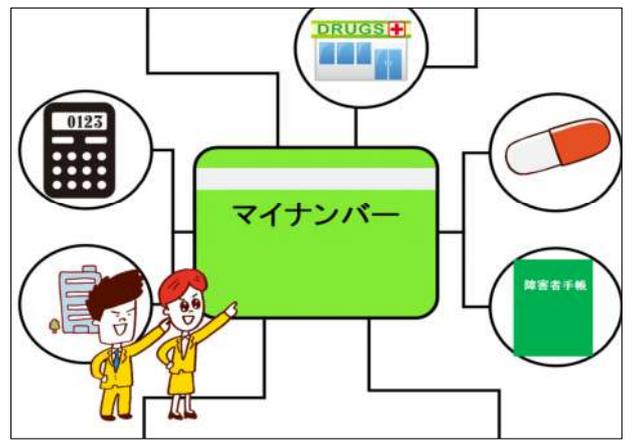
マイナンバーは所得や税金の情報と関わりますから、障がい者控除の申請など年末調整や確定申告といった税の記録などが紐づいてきます。身体障害者手帳や精神障害保健福祉手帳の申請にもマイナンバーが必要になりました。また、障害児福祉手当や特別児童扶養手当、特別障害者手当など、障がい者向けの手当での申請にもマイナンバーが必要なものがあります。ほかに、障がい者に関する、マイナンバーに紐づく情報にどんなものがあるのか、マイナンバーコールセンターにお聞きしたところ、障がい者が利用できる「マル優・特別マル優」といわれる非課税貯蓄がマイナンバーと紐づくとのことでした。上記によって、行政の福祉サービスを利用することの多い障がい者

とっては、様々な申請において、これまで必要だった、住民票や課税証明書などが不要になり、手続きがラクになるメリットがあります。

○マイナンバーで障害年金はどうなる？

障害年金を受給されている方は、マイナンバーとの関係も気になるところでしょう。日本年金機構に障害年金にマイナンバーがどのように使われるのか、お聞きしたのですが、年金はまだマイナンバーに紐づいていないとのこと、具体的にどう利用するのか、今は答えられないとのことでした。実は、当初、日本年金機構はマイナンバーシステムと基礎年金番号とを紐づけて、年金情報を管理する予定だったそうです。しかし国会でのマイナンバー法改正時に、サイバー攻撃による情報漏えい事件が発覚したために、安全な体制が整うまで、接続は延期となり、今にいたります。しかし、基礎年金番号とマイナンバーが紐づくのは時間の問題でしょう。実施されれば、当然、年金の手続きはラクになり、受給者にとってメリットはあります。その一方で、公平・公正な税・社会保険制度を実現するのもマイナンバーの目的のひとつですから、不正受給の調査もこれまでより容易になると考えられます。





○医療分野の情報の一元化は？

将来的には、病院や処方箋などの医療分野や公共料金の支払いなどにも利用が広がるのでは、と見込まれているマイナンバー制度。自分の「病歴・薬歴」というプライバシーにかかわる情報がどのように扱われることになるのか、気になる方もいると思います。ですが、いまのところ、個人の病歴・薬歴の情報はマイナンバーには紐づかないとのこと。ただし、企業の特健診の結果や、予防接種の情報などは、マイナンバーシステムで管理されていくそうです。

○おわりに

マイナンバーは、もともと「社会保障」「税」「災害対策」の三分野で使用するためにスタートしましたが、昨春秋の改正法で、新たに

「銀行口座」「特定健康診査」「予防接種記録」が紐づけられることになりました。限定的とはいえ、個人資産や医療関係の記録も入ってきたわけです。民間利用がどの程度広がっていくのかは、今はまだわかりません。メリットが多い反面、情報漏えいのリスクも絶対には言い切れないなど、将来的な不安を持つ方もいらっしゃるかもしれませんね。

今後、マイナンバーがどのような情報を扱うことになるのか、セキュリティ対策は万全か、国会での審議に注目すべきでしょう。また、くれぐれも、個人番号カードや通知カードは大切に保管し、盗難や紛失が起きないようにすることが大切です。さらにマイナンバー制度を騙って口座番号や暗証番号、年金情報など、個人情報を知りてくるような詐欺に注意してください。

Media編集部

★障害者65歳問題

千葉市が上告申し立て

「最高裁の判断仰ぐ」

2023年04月18日福祉新聞編集部



65歳になったのを機に障害福祉サービスの支給を打ち切った千葉市の処分は違法だとして脳性まひの天海正克さん(同市・73)が処分の取り消しを求めた訴訟で、市は4月

7日、取り消しや損害賠償の支払いを命じた東京高裁判決を不服として上告受理を申し立てた。

市に変更権限のない国制度によってもたらされた障害者間の不均衡が論点になって敗訴したことを問題視し、「(東京高裁判決は)自治体の裁量権の範囲を過大に求めるものであり、受け入れがたい。最高裁の判断を仰ぐ必要がある」と表明した。

この申し立てに、天海さんは「怒りを感じる」とコメントし、最高裁でも争う構えだ。

今年3月24日の東京高裁判決は、天海さんより収入のある障害者が65歳に達して介護保険の利用に移り、「境界層措置」と呼ばれる国の制度によって自己負担がゼロになる例があることに着目した。

判決は、介護保険を利用すれば自己負担が発生する天海さんとの不均衡を避ける裁量権を同市が持つにもかかわらず、その不均衡を回避せずに障害福祉サービスを打ち切ったのは違法だとし、天海さんが勝訴した。

天海さんは2014年7月に65歳になるまで1カ月70時間の障害福祉サービス(居宅介護)を利用し、自己負担はゼロだった。介護保険を利用してからは、1カ月1万5000円の自己負担が発生。15年11月、千葉地裁に提訴し、21年5月の判決で敗訴していた。

千葉地裁は、障害者総合支援法第7条の規定は、65歳を超えた障害者は介護保険サービスの利用を優先する原則だと解釈し、東京高裁もその解釈そのものは支持した。

【本年度の予定行事】

★七月十二日(水)

「神奈川県身連・歩行訓練・高尾山」

★九月二十九日(金)

「身障協会・バス旅行・千葉方面」

★十月二十二日(日)

「市社協・ふれあいまつり・文化会館」

★十一月十一日(土)

「市社協・レク大会・体育館」

★十二月二日(土)

「障がい者週間キャンペーン」

★十二月二〜六日

「当事者団体・夢アート展・むー」

★十二月十七日(日)

「県障害者福祉大会・相模原市」

◎ボラ連との交流会



★会費の未納の方は、

「さがみ農協・綾瀬支店、綾瀬市身体障害者福祉協会・会長・西川和朗、普通口座0680487」に振込を。又は役員に連絡を入れておいて、行事の時にでも渡して下さい。よろしくお願ひします。